

令和7年度
青森県看護協会
スキルアップ奨学金募集要項



公益社団法人 青森県看護協会

応募から貸与までの流れ

STEP 1 応募前

- 青森県看護協会への入会/継続手続きを進める
- 連帯保証人1名を立てる用意をする(連帯保証人の要件は次頁参照)

STEP 2 応募

令和7年4月1日 ~ 5月末日

応募書類一式を青森県看護協会 総務課 奨学金担当宛に提出

STEP 3 審査

応募書類により総合的に審査

STEP 4 決定

6月下旬

貸与可否決定通知を自宅に郵送

STEP 5 決定後書類提出

7月中旬

「振込指定口座届」「奨学金借用証書・返還計画書」「印鑑登録証明書」を提出

STEP 6 振込

8月上旬

奨学金(受講する研修の受講料と同額)を一括で本人名義の指定口座に振込

STEP 7 受領書送付

奨学金の振込後、1か月以内に受領書(様式5)を提出

1 応募資格

青森県看護協会の会員であり、次の研修を受講するもの。

- (1) 認定看護管理者教育課程(ファーストレベルを除く)
- (2) 特定行為研修
- (3) 認定看護師養成課程
- (4) 専門看護師教育課程

2 奨学金の貸与期間及び金額

期 間：貸与期間は貸与の翌年度から5年以内

金 額：受講対象の研修受講料全額(上限50万円)を無利息で一括貸与

3 奨学生採用数

年間5名まで(応募者多数の場合は審査にて決定)

4 応募期間

令和7年4月1日～5月末日 ※必着

5 応募方法

応募書類一式(次頁参照)を各応募期間内に下記までご送付ください。

〒030-0822 青森市中央三丁目20番30号 県民福祉プラザ3階
公益社団法人 青森県看護協会 総務課 奨学金担当

6 入会について

この奨学金は、当協会会員を対象とした制度です。令和7年度の会費納入が確認されるまでは、貸与可否の決定がなされませんのでご注意ください。

7 連帯保証人の要件および責任について

連帯保証人1名が必要です。次のすべての要件を備える者としします。連帯保証人は、奨学生と連帯して返還の責任を負います。

- (1) 一定の職業を持ち、安定した収入を得ていること
- (2) 他の奨学生の連帯保証人となっていないこと
- (3) 県内に住所を有すること
- (4) 奨学生との連絡が確保されること

※ 連帯保証人の奨学生との続柄は問いませんので、配偶者を含むご家族も連帯保証人とすることができます。ただし、お勤めまたは自営業による収入がある方が対象です。年金収入のみの方は該当しません。

8 応募書類

	【全員提出】	【該当者のみ提出】 ご自身に他の借入れ(※)が ある方のみ
当協会様式	① 様式1「奨学金願書・履歴書」 ② 様式2「誓約書」	④ 様式3「借入返済計画表」
各自でご用意 いただく書類	③ 連帯保証人の収入証明資料 (1) 連帯保証人がお勤めの方 令和6年の「源泉徴収票」の写し、または「連帯保証人の在職証明書」の原本 (2) 連帯保証人が自営の方 令和6年分の「納税証明書(その2)」の原本 ・税務署で発行するものです。市区町村役場で発行するものではありませんのでご注意ください。	⑤ 他の借入金の現在の借入状況がわかる書類の写し (借入先発行の返済予定表等)

(※)他の借入れとは

住宅ローンやマイカーローン、カードローン、他機関の奨学金(返済要のもの)など、返済が必要な借入金すべてを含みます。ただし、ご家族名義の住宅ローンの場合で、自身は連帯債務者でなく返済にも関与していない場合などは、除外します。

❖ ご記入にあたっての注意事項

- 応募書類は黒のボールペン、万年筆、油性のペンのいずれかで記入してください。(フリクションボールペン、鉛筆等の消える可能性のあるものは不可)
- 提出された書類は返却いたしません。

9 奨学金の貸与決定

申込期日までに到着した応募書類により総合的に審査し、決定します。

結果は、決定通知書により連絡します。

結果通知連絡 : **6月下旬**

10 貸与決定後の提出書類

奨学金貸与が決定した場合は、本会から送付する下記書類一式を奨学金担当宛に提出してください。なお、下記(3)は各自で取得して下さい。

(1) 様式 13 「奨学金振込指定口座届」

(2) 様式 4・10 「奨学金借用証書・奨学金返還計画書」

※奨学金借用証書は、連帯保証人と連署すること

(3) 印鑑登録証明書

奨学生及び連帯保証人ともに、誓約書ならびに奨学金借用証書に捺印した実印の印鑑登録証明書を提出すること(取得3か月以内)

【書類提出期限】 **令和7年7月18日(金) 必着**

❖ ご記入にあたっての注意事項

- 提出書類は黒のボールペン、万年筆、油性のペンのいずれかで記入してください。(フリクションボールペン、鉛筆等の消える可能性のあるものは不可)
- 提出された書類は返却いたしません。

❖ 貸与前に辞退する場合

当協会会から送付する「奨学金辞退届」(様式9)をご提出下さい。

11 奨学金の振込み

振込金額：受講料全額を一括振込み(奨学生本人名義の口座)

振込時期：**8月上旬**

※提出書類が不備なく揃っており、**令和7年度**の会費納入が確認できることが振込の条件です。

12 受領書の提出

奨学金の受領後、1か月以内に受領書(様式5)を奨学金担当宛に提出してください。

【書類提出期限】 **令和7年9月末日 必着**

13 奨学金の返還

- (1) 返還開始：貸与年度の翌年度4月
- (2) 返還期間：最長5年以内に一括又は分割により全額返還(無利息)

奨学金貸与期間	返還期間
令和7年度	令和8年4月1日 から返還開始 令和13年3月末日 までに返還終了

- (3) 返還方法：「一括」または「月賦(毎月均等額)」から選択
毎月指定日に指定口座から自動口座引き落とし

❖ 滞納した場合

奨学金の返還が著しく遅延したときは、奨学生および連帯保証人に対し、残額の一括返還請求や法的措置(スキルアップ奨学金貸与規程第20条)をとることがあります。

❖ 次の場合には、奨学生の身分を喪失します。

- 受講の継続ができないとき
- 奨学金の交付を辞退したとき
- スキルアップ奨学金貸与規程第3条に定める資格を喪失したとき
- 休学期間が1か年を超えるとき。
- その他奨学生として適当でない行為等があったと当協会が認めたとき

14 届出事項に変更があった場合の手続き

下記書類をすみやかに提出してください。

【提出書類】 変更届(本人)：様式7-1・変更届(連帯保証人)：様式7-2

奨学生：氏名、住所、勤務先、電話番号、メールアドレス、休学、修学の中断・再開、研修内容の変更等

連帯保証人：氏名、住所、勤務先、電話番号、メールアドレス

【添付書類】 氏名変更の場合「戸籍抄本」、住所変更の場合「住民票」

15 付録：様式一覧

様式番号	様式名称
様式 1	奨学金 願書・履歴書
様式 2	誓約書
様式 3	借入返済計画表
様式 4	奨学金借用証書
様式 5	奨学金受領書
様式 6	所属先報告書
様式 7-1	変更届(本人)
様式 7-2	変更届(連帯保証人)
様式 8	奨学生死亡届
様式 9	奨学金辞退届
様式 10	奨学金返還計画書
様式 11	奨学金繰上返還申込書
様式 12	奨学金返還猶予願
様式 13	奨学金振込指定口座届